

部活動支援基金細則

1. 目的

横浜市から配当される旅費で賄うことができない顧問の練習試合等にかかる交通費や宿泊費を支援することで、すすき野中学校の部活動の円滑な運営と活性化を支援する。

2. 支援者

部活動に入部しているすべての生徒の保護者とする。(令和2年現在、集金事業は停止している)

3. 使途

部活動の対外試合、練習会等に関わる顧問及び引率者、生徒の交通費や宿泊費。顧問や引率者の交通費及び宿泊費の支出は「部活動顧問交通費及び宿泊費支援要項」(別項2)に準ずる。また、生徒の交通費及び宿泊費の支出は「生徒交通費及び宿泊費支援要項」(別項3)に準ずる。

部活動外部指導者派遣支援要項

- ・謝金及び保険料の額は横浜市立中学校部活動指導者派遣要項〈参考〉に準ずる。
- ・横浜市立中学校部活動指導者派遣事業等により、横浜市等から謝金を十分受け取るものは除く。
- ・外部指導者の要件はおおむね横浜市立中学校指導者派遣要項に準ずる。ただし、すすき野中学校の部活動を支援する会代表者会の承認を必要とする。〈参考〉

平成20年度横浜市立中学校部活動指導者派遣要項の概要

- ・指導者は一年間を通して指導ができること。
- ・指導回数は、一回2時間、月5回、年60回(4月委嘱の場合)とする。
- ・謝金は一回(2時間)3千円とする。

(別項2)

部活動顧問交通費及び宿泊費支援要項

- ・対象となる交通費や宿泊費は、横浜市から配当される旅費で賄うことができない公式大会や対外試合、練習会等とする。引率者となるためには、事前の登録または顧問による申請を要する。

(別項3)

生徒交通費及び宿泊費支援要項

- ・対象となる交通費や宿泊費は、横浜市から交付される「対外競技及び各種大会活動奨励金」で賄うことができない、関東大会以上の大会とする。

付 則

平成30年5月7日より一部改正、施行される。